

令7福情答申第6号

令和8年1月28日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(住宅都市みどり局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年11月21日付け住市総第409号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「『九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング』の実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式」に係る一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「『九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング』（以下「本件民間サウンディング」という。）の実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年9月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年8月31日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和4年9月29日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年10月25日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件対象文書の公開を請求したが、議事録はすべて黒塗りであったため、本件決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件決定処分は次のとおり違法不当である。

条例には、第1条に「日本国憲法の理念にのっとり」市民の知る権利の要望に応えることが義務付けられている。個人情報に係る部分については、条例第8条（以下「第8条」という。）により当該部分を除いた部分の情報開示に努めることも定められている。これに基づき、市民の共有財産でもある九州大学箱崎キャンパス跡地に関する今後の情報を市民に公開することが求められる。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりについて

九州大学箱崎キャンパス跡地については、良好な市街地形成と新たな都市機能を導入するため、まちづくりに共通する整備ルールや将来の絵姿等を示した「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）（平成30年7月に福岡市と九州大学で策定）」の実現に向け、土地所有者である九州大学などと福岡市とが連携し、周辺地域との調和・連携・交流に配慮した多様な都市機能の誘導や一体的なまちづくりなどに取り組んでいる。

(2) 本件民間サウンディングについて

① 目的

本件民間サウンディングは、グランドデザインの実現に向けて、事業者の有するノウハウやアイデアに基づいた意見や提案を参考とし、まちづくり要件等の検討の進展を図るために実施している。

② 実施

本件民間サウンディングへの参加を希望した事業者に対して、まちづくり要件等の検討状況等を記載した「事業に関する検討資料」を提示し、意見提案書の提出を受けただうえで、当該提案書の内容等に基づく意見聴取などのヒアリングを実施している。

(3) 弁明の趣旨及び理由

本件処分は、条例に基づき、慎重に判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりは、広大な敷地において、グランドデザインの実現に向けた多様な都市機能の導入やゆとりある都市空間の形成に加えて、最先端の技術革新の導入などによる先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East」に取り組み、未来に誇れるモデル都市を創造していくものである。本件民間サウンディングは、事業者の有するノウハウ等に基づく意見等を参考とし、まちづくり要件等を検討することとしており、個別の事業者名等及び事業者から聴取した意見の詳細等を公開しないとの条件で実施している。

① 条例第7条第2号について

個別の事業者名等及び意見の詳細等を公開した場合、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個別の事業者名等及び意見の詳細等については、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

ア 第2号アについて

非公開箇所には、個別の企業の具体的な事業内容や事業スキーム、実現性、今後の公募への参画意向などの民間企業のノウハウに関わる内容のところが、第2号アに該当する。

本件民間サウンディングに参加している企業名を公にすると、企業がこれまで行ってきた事業内容から、各企業の関心分野や今後の公募の提案内容を推測でき、公募上の不利益になるおそれがある。

公募で選ばれなかった企業や参加していない企業も本件民間サウンディングに参加しており、その企業の本件民間サウンディングの内容が、その企業の別の業務で使われることはあり得るため、公募が終わったからといって公にできるようなものではないと考える。

企業がどの分野に強みやノウハウを有するのかなどについて明らかになり、公募上の不利益につながるおそれがあることから非公開とした。

イ 第2号イについて

市、九大、URの三者において、土地利用事業者公募に向けたまちづくりに求める条件検討のためのサウンディングを行っている。本件民間サウンディングにおいて、個別の企業名及び意見の詳細等を公表しないとの条件のもと、実施機関は、企業の有するノウハウ等に基づく意見等を求め、企業から意見、情報提供されたものであるため、第2号イに該当する。

本件民間サウンディングの実施要領において、個別の企業名や意見の詳細等は公表しないこととすることを示しており、その前提で実施したものであるため、その部分については非公開とした。

② 条例第7条第5号について

まちづくり要件等の検討の進展を図るためには、事業者の有するノウハウ等に基づく意見等をもらう必要があり、公開しないとの条件を覆し、個別の事業者名等及び意見の詳細等が公開された場合、事業者との信頼関係が損なわれ、意見聴取などのヒアリングが形骸化する可能性が高く、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり要件等の検討に支障を及ぼすおそれがあることから、個別の事業者名等及び意見の詳細等については、条例第7条第5号(以下「第5号」という。)に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

企業名を公にする前提で本件民間サウンディングを行うと、企業が参加を躊躇するおそれがあり、結果として適正な要件でのまちづくりが行えなくなることにつながる。

公にしない条件にも関わらず公開してしまうと、今後の民間サウンディング等において、具体的な意見が聞けず、まちづくりに支障が生じる。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、本件民間サウンディングの実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件民間サウンディングの実施内容に当たる文書と

して、「九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング実施要領」、「九州大学箱崎キャンパス跡地 まちづくり概要」、「福祉都市委員会報告資料（令和2年10月及び令和4年2月）」、「九州大学箱崎キャンパス跡地事業に関する検討資料」（以下、あわせて「本件対象文書①」という。）を特定し、その全部を公開しており、当該公開に関して当事者間に争いはない。

次に、実施機関は九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式が分かる文書に当たる文書として以下に記載のとおり特定しており、当該特定に当事者間に争いはない。

- ① 「福祉都市委員会報告資料（令和4年2月）」（本件対象文書①の一部）
- ② 「民間サウンディング参加申込書」（以下「本件対象文書②」という。）
- ③ 「ヒアリング参加希望及び参加予定者表」（以下「本件対象文書③」という。）
- ④ 「サウンディング継続に係る調査票」（以下「本件対象文書④」という。）
- ⑤ 「サウンディングに係る調査票」（以下「本件対象文書⑤」という。）
- ⑥ 「追加ヒアリングに係る調査票」（以下「本件対象文書⑥」という。）
- ⑦ 「意見・提案書」（以下「本件対象文書⑦」という。）
- ⑧ 「ヒアリング議事メモ」（以下「本件対象文書⑧」という。）

当審査会において、本件対象文書②ないし⑧の各文書を見分したところ、実施機関は、以下に記載のとおり、法人が特定され得る事業者名等の情報、並びに事業者のノウハウを含む実績、意見・提案書の内容及び協議録内容等の情報について、第2号及び第5号の非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）に該当するものとして被覆したうえで公開していることが認められる。

- ① 本件対象文書②の本件非公開情報
 - ・ 「代表法人（申込者）」
 - ・ 「代表法人の類似事業実績」※
 - ・ 「グループ構成員の類似事業実績」※
- ② 本件対象文書③の本件非公開情報
 - ・ ヒアリングの「参加予定者氏名」※
 - ・ 同「所属法人・部署・役職」

③ 本件対象文書④ないし⑥の本件非公開情報

- ・ 「法人名等」
- ・ ヒアリングの「参加予定者氏名」※
- ・ 同「所属法人・部署・役職」

④ 本件対象文書⑦の本件非公開情報

- ・ 事業者の「回答」※

⑤ 本件対象文書⑧の本件非公開情報

- ・ 「法人名」
- ・ 「ヒアリング議事内容」

※ 本件非公開情報のうち、「代表法人の類似事業実績」、「グループ構成員の類似事業実績」、ヒアリングの「参加予定者氏名」、本件対象文書⑦の「回答」欄について無記入のものが見受けられる。

審査請求人は、実施機関には市民の知る権利の要望に応える義務があるとし、第8条第1項（部分公開）の規定も踏まえ、市民の共有財産でもある九州大学箱崎キャンパス跡地に関する情報を市民に公開することを求めているものと解されることから、当審査会としては、第2号及び第5号並びに第8条第1項該当性について検討することとする。

2 第2号及び第5号並びに第8条第1項について

(1) 第2号について

第2号アの規定は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

次に、第2号イの規定は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件で任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、第2号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報として保護しようとする規定である。

また、第2号ただし書は、法人等の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される法人等の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

(2) 第5号について

第5号の規定は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる利益との公共性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいうとされている。

(3) 第8条第1項について

第8条第1項の規定は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

そして、「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるとき」とは、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書中の非公開情報に係る部分を記録した状態や、当該公文書の種別に応じた技術的な分離可能性等から判断して容易である場合をいうとされている。

3 第2号及び第5号該当性について

本件は、本件民間サウンディングに関する文書が対象であることから、当審査会において、地方公共団体の担当者向けに、対象事業を問わず一般的な「サウンディング」の手順としてまとめられた「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（平成30年6月作成令和元年10月更新国土交通省総合政策局）」を確認したところ、「サウンディング」とは、公平性・透明性という観点から、実施の経緯、参加した民間事業者数、実施の結果得られた提案の概要等を公表する一

方、民間事業者からの新たな提案などを求めるというそもそもの目的に照らして、参加した民間事業者の名称や当該事業者が有するノウハウに関する詳細な提案内容は、公表しないとすることが多いとされ、公表する場合も、当該民間事業者に対して、その可否を確認することが一般的な方法であるとされている。

これを踏まえ、本件非公開情報の第2号及び第5号該当性について、以下検討することとする。

(1) 第2号該当性について

① 「法人名等」、「代表法人（申込者）」並びにヒアリングの「参加予定者氏名」及び「所属法人・部署・役職」について

ア 第2号ア該当性について

実施機関によれば、「法人名等」、「代表法人（申込者）」並びにヒアリングの「参加予定者氏名」及び「所属法人・部署・役職」の情報は、特定の法人情報であり、これを公開すると、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり事業に対する特定法人の関心や参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことであった。

当審査会において上記各文書を見分したところ、本件非公開情報はいずれも特定の法人情報であり、これを公開すると、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できず、第2号アに該当するとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

イ 第2号イ該当性について

本件民間サウンディング実施要領における「個別の企業名や意見の詳細等は公表しない」旨の記載について、実施機関に確認したところ、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりは、広大な敷地において、ランドデザインの実現に向けた多様な都市機能の導入やゆとりある都市空間の形成に加えて、最先端の技術革新の導入などによる先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East」に取り組み、未来に誇れるモデル都市を創造していくものであり、事業者の有するノウハウ等に基づく意見等を参考とし、

まちづくり要件等を検討するため、本件民間サウンディングを実施したとのことであった。また、当該敷地は、全国的にみても例のない規模の広大な敷地という特性も含めると、多方面において深く検討、分析するために、多くの企業ノウハウ等に基づく意見等を聴取する必要があったことから、本件民間サウンディング実施要領において、「個別の企業名や意見の詳細等は公表しないこと」とする旨明示し、公にしないとの条件で任意に企業ノウハウ等に基づく意見等を提供されたものであると認識しているとのことであった。

当審査会において見分したところ、本件民間サウンディングにおける公にしないとの条件の設定は合理性があり、第2号イに該当するとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

② 「代表法人の類似事業実績」、「グループ構成員の類似事業実績」、事業者の「回答」及び「ヒアリング議事内容」について

ア 第2号ア該当性について

実施機関によれば、「代表法人の類似事業実績」、「グループ構成員の類似事業実績」、事業者の「回答」及び「ヒアリング議事内容」の情報は、個別の企業の具体的な事業内容や事業スキーム、実現性、今後の公募への参画意向などの民間企業のノウハウに関わる内容を含むものであるとのことであった。

当審査会において上記各文書を見分したところ、本件非公開情報はいずれも民間企業のノウハウに関わる内容であり、これに上記(1)に記述した「九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり事業」の性質を踏まえると、第2号アに該当するとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

イ 第2号イ該当性について

本件民間サウンディングにおいては、公にしないとの条件の設定に合理性があり、第2号イに該当するとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められることについては前述のとおりである。

(2) 第5号該当性について

本件非公開情報のうち、「代表法人の類似事業実績」、「グループ構成員の類似事業実績」、ヒアリングの「参加予定者氏名」、本件対象文書⑦の「回答」欄について無記入のものが見受けられる。

そこで当審査会において実施機関に確認したところ、上記無記入部分を公開すると、企業がどの分野に強みやノウハウを有するのかなどの情報が明らかとなり、公募上の不利益につながるおそれがあるとのことであった。

これについて検討したところ、本件民間サウンディングにおいては、上記無記入部分を公開することにより、今後実施される同様の民間サウンディングにおいて企業の積極的なノウハウの提供を受けられなくなるなど事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、第5号に該当するとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

4 部分公開の可否について

審査請求人は、第8条により非公開部分を除いた部分の情報を公開するよう求めていると解される。

これに対し実施機関は、本件非公開情報に係る部分を除いた部分を公開したと主張している。

当審査会において、本件対象文書②ないし⑧を見分した結果、本件非公開情報がいずれも第2号アの規定に該当することは前述のとおりであり、さらに第2号イに規定する公にしないことを条件で任意に提供されたものであることからすると、本件非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる情報とはいえないと判断する。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------|----------------|
| 令和4年11月21日 | 実施機関からの諮問 |
| 令和5年1月30日 | 実施機関の弁明意見書を収受 |
| 令和7年2月17日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年3月12日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年4月30日（第1部会） | 実施機関の口頭意見陳述・審議 |
| 令和7年5月26日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年6月30日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年7月28日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年8月20日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年9月29日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年10月20日（第1部会） | 審議 |
| 令和7年11月26日（第1部会） | 審議 |

第6 答申に関与した委員

作間功、大神朋子、大脇成昭、櫛田久代